

平成25年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成25年3月28日 午前10時00分 開会  
午後 4時07分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員 なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
教 育 部 長	中 嶋 正 英	上下水道部長	松 浦 住 憲
消 防 長	岩 井 利 光	会 計 管 理 者	山 岡 加代子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 4番 春 木 孝 祐 15番 下 村 正 樹

7. 議事日程

日程第1 議第3号 葛城市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについて  
日程第2 議第6号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することにつ

- いて
- 日程第3 議第12号 平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第4 議第4号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第5 議第5号 葛城市水道法施行条例を制定することについて
- 日程第6 議第7号 葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第7 議第9号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第8 議第10号 平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第9 議第11号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第10 議第14号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第11 議第15号 平成24年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第12 議第13号 平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第13 議第8号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 日程第14 議第16号 平成25年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第15 議第17号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第16 議第18号 平成25年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第17 議第19号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第18 議第20号 平成25年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第19 議第21号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第22号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第23号 平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第24号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第25号 平成25年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第24 議第26号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校附属幼稚園園舎改築工事）

日程第25 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

**寺田議長** ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。本日、市長からお手元に配付の議第26号議案が追加議案として提出がありました。このことについて、先ほど議会運営委員会を開催願い、議事日程、審議方法について協議をいただいておりますので、その概要について、運営委員長よりご報告をお願いいたします。

5番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。本日、市長より議第26号議案が追加議案として提出されたことを受けまして、先ほど議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議をいたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

議第26号の議事日程並びに審議方法につきましては、本日各委員会へ付託をいたしました全ての議案の採決終了後、日程第24で上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、総務文教常任委員会へ付託し審査を願うことといたします。そして、本会議休憩中に総務文教常任委員会を開催いただき、付託議案について審査をお願いし、委員会終了後本会議を再開させていただきます。本会議再開後、委員長報告を行い、委員長報告に対する質疑、討論、採決までお願いをいたします。最後に、閉会中の継続審査の各項目について議決をお願いいたします。本日閉会とさせていただきます。

以上、報告といたします。皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

**寺田議長** お諮りいたします。

議第26号議案についての議事日程及び審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程、審議方法については、運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

次に、本定例会中に開催されました常任委員会及び特別委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告を願います。まず、総務文教常任委員長より報告願います。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る3月11日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました4議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、15日午後2時より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会所管の調査案件についての審査の概要を報告いたします。

初めに、葛城市学校給食センターについてであります。理事者より現在の事業の進捗状況

として、過日行われた給食センターの基本設計に係るプロポーザルの経過及び結果について報告があり、選考の結果、株式会社大建設が最優秀者として選定され、今後契約を結ぶ旨の報告を受けました。この報告に対し、プロポーザルの選考における採点結果について説明願いたいとの問いがあり、書類審査点とプレゼンテーション時の選考委員の採点を合わせた100点満点中、最優秀者の株式会社大建設の点数は85.3点であり、次点については77点であったという答弁がありました。

次に、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてであります。理事者より、園舎改築工事について2月5日の入札公告の実施から3月22日の仮契約の締結予定までの日程等について説明を受けました。

最後に、これらの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることといたしました。以上をもちまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**寺田議長** 次に、民生水道常任委員長より報告願います。

15番、下村正樹君。

**下村民生水道常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る3月11日の本会議におきまして民生水道常任委員会に付託されました9議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、19日午後2時より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会所管の調査案件である、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理についての審査の概要をご報告いたします。

理事者側から、新クリーンセンター建設に伴う収集業務の体制について、クリーンセンター職員との面談を行うなど内部で協議した結果に基づき、ごみ収集品目別に直営で収集するもの及び業者委託するものなどを示した新しい収集業務体制について2つの素案の提示を受けました。

委員会といたしましては、本所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**寺田議長** 次に、都市産業常任委員長より報告願います。

11番、川辺順一君。

**川辺都市産業常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る3月11日の本会議におきまして都市産業常任委員会に付託されました2議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、18日午後2時より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会所管の調査案件であります、地域活性化事業新道の駅建設事業について審査の概要を報告いたします。

本件につきましては、理事者側から、平成24年度における事業の当初計画と実績についての報告とともに、現在の状況として、ソフト面では9月に行った意向調査の結果に基づき施設規模、施設内容等を検討しているところであり、農産物直売所の管理、運営規定等の作成にとりかかっている。ハード面では現在現況測量及び土地等の取得に係る用地測量を行っている。また、測量調査が完了次第、造成設計や道路設計等について検討を進める予定である

との報告を受けました。

委員からは、道の駅への進入路や建設予定地の盛り土の問題は現在どうなっているのかという問いがあり、進入路についてはもともと山麓線と国道165号が交差する渋滞しやすい場所であるため、道の駅に進入しやすいように山麓線の道幅の拡幅を国・県に要望している。盛り土の問題については、県との協議会を立ち上げ協議を重ねている。今後、県と市で役割を分担しながら、次のステップに移っていきたいと考えているという答弁がありました。

委員会といたしましては、本所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、都市産業常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**寺田議長** 次に、新クリーンセンター建設事業特別委員長より報告願います。

13番、川西茂一君。

**川西新クリーンセンター建設事業特別委員長** 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る3月11日の本会議におきまして新クリーンセンター建設事業特別委員会に付託されました1議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、21日午前9時30分より委員会を開催し慎重に審査いたしました。その内、本委員会所管の調査案件につきまして、審査の概要をご報告申し上げます。

委員会では、葛城市新クリーンセンター建設整備工事契約締結における工事請負代金のうち、消費税額の経過措置について説明がありました。委員からは、平成26年度以降で新たな契約ということはないのか、また追加工事等が必要となった場合の消費税率はという問いに対して、本体工事は性能発注で契約をしているが、契約変更は現段階では考えられないが、大きな事業のため状況によって追加変更が絶対には言えない。また、平成25年9月30日以降の契約となれば、追加変更分についてはその時点での消費税率となるという答弁がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えて、当委員会の報告とさせていただきます。以上です。

**寺田議長** 次に、尺土駅前広場整備事業特別委員長より報告願います。

9番、阿古和彦君。

**阿古尺土駅前広場整備事業特別委員長** 議長のお許しを得ましたので、去る3月11日の本議会におきまして尺土駅前広場整備事業特別委員会に付託されました1議案および本委員会所管の調査案件につきまして、21日午後2時より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会所管の調査案件について、審査の概要を報告いたします。

委員会では、尺土駅前広場整備事業の現在の進捗状況についての報告がありました。質疑では、スポット的な工事を行っているが全体の設計図はできているのかという問いに対して、全体の設計図はでき上がっている、一部は歩行者の安全の確保、車の行き来ができるように仮設のところもあるが、計画どおりに行っている部分もあり、整合性がとれるように行っているという答弁がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出され

ておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 本定例会中に開催されました常任委員会及び特別委員会における所管の調査事項についての審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

日程第1、議第3号から日程第3、議第12号まで、以上3議案を一括議題といたします。本3議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** ただいま上程されております議第3号、議第6号及び議第12号の3議案について、総務文教常任委員会における審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第3号、葛城市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについてであります。質疑では、新型インフルエンザ発生時の緊急ワクチンについての現在の状況はという問いに対し、現状、国においても行動計画もできていない状況であり、詳しいことはまだ示されていないという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第6号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第12号、平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。質疑では、平成24年度における学校給食センター建設事業の内容について整理してお示し願いたいという問いに対し、平成24年度は当初予算では用地測量と既存建物解体設計に伴う予算として3,350万円を計上し、3月末完了に向けて現在事業を進めている。また、建物の設計等について、当初は平成25年度を予定していたが、少しでも事業を早く進めるため予定を変更し、建物の基本設計とボーリングも含めた造成工事について、既存建物の解体が終わる予定である平成25年夏前ごろに完了できるよう、今年度中に業者を決定し繰越明許をお願いしたという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第3号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第12号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第4号から日程第11、議第15号まで、以上8議案を一括議題といたします。本8議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

15番、下村正樹君。

**下村民生水道常任委員長** ただいま上程されております議第4号、議第5号、議第7号、議第9号、議第10号、議第11号、議第14号及び議第15号の8議案について、民生水道常任委員会における審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第4号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市水道法施行条例を制定することについてであります。質疑では、現在水道課及び市職員全体で布設工事監督者や水道技術管理者の有資格者はどれぐらいいるのかという問いに対し、布設工事監督者については水道課に1名、他課では3名の有資格者がいる。また、水道技術管理者については水道課に3名、他課に3名の有資格者がいるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

次に、議第7号、葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。質疑では、一般被保険者療養給付費が当初予算よりふえている理由という問いに対し、一般被保険者療養給付費がふえている理由としては、療養給付費全体で1件当たりの費用額や件数については平成21年度から毎年ふえている。また、未就学、一般の被保険者に比べ70歳以上の被保険者がふえ、その医療費が全体に占める割合についても高くなってきている。ほかにも、月々の入院医療費がふえており、それに伴う療養給付費や高額療養費が高くなっていることや、外来、調剤も伸びていることなどが要因と考えるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号、平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。質疑では、居宅介護サービス給付費が減額補正され、一方、施設介護サービス費において増額補正されている。第5期介護保険事業計画初年度における計画値に対しての事業の推移についてどのように考えているのかという問いに対し、本年度は平成23年度実績に対して105%増の計画値であったが、居宅介護サービス給付費においては、居宅で重度となっておられない方のサービス利用については前年度を上回っているが、計画値ほどは伸びなかった。また、重度の方の施設介護サービス費の伸びについては、近隣の施設整備に伴い入居が可能となったものと考えている。さらに、介護予防サービスの利用率については前年度より5%増となっており、介護度の重度化を防ぐ予防の意識のあらわれによるものと考えているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。質疑では、葛城市霊苑周回道路整備事業費を繰越しされた理由という問いに対し、本事業については測量設計を平成24年6月27日から10月31日にわたり実施し、霊苑内にある遺跡発掘調査を11月1日から11月30日まで行った。そして、1月23日に工事の入札を行い、3月12日から工事に取りかかっている。今後、業者に督促し5月の初旬には工事を完了させたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号、平成24年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で民生水道常任委員長の報告は終わりました。  
これより委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。  
日程第4、議第4号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第4号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。  
日程第5、議第5号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第5号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。  
日程第6、議第7号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第7号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。  
日程第7、議第9号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第9号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。  
日程第8、議第10号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第10号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。  
日程第9、議第11号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第11号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。  
日程第10、議第14号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第14号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。  
日程第11、議第15号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第15号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第12、議第13号議案を議題といたします。  
本案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めま

す。

11番、川辺順一君。

**川辺都市産業常任委員長** ただいま上程されております議第13号、平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決について、都市産業常任委員会における審査の概要及び結果をご報告いたします。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第13号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第8号議案を議題といたします。

本案は3つの常任委員会及び2つの特別委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** ただいま上程されております議第8号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決につきまして、総務文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、平成24年度中に執行された選挙費のうち、期日前投票立会人の報酬が減額されているが、どのような体制をとられているのかという問いに対し、期日前投票については10月の市長選挙、12月の衆議院選挙ともに新庄・當麻両庁舎の2カ所で実施しており、その報酬については1カ所につき1日2名の立会人を配置し、市長選挙については6日間で12名分、衆議院選挙については10日間で20名分の立会人の報酬である。また、平日における期日前投票の立会人については職員で対応しているため、その分について今回減額させていただいたという答弁がありました。

また、消防費で繰越明許される事業の内容はという問いに対し、全国瞬時警報システム

(Jアラート)自動起動整備事業については、東日本大震災を教訓に、住民への災害情報の伝達手段の多重化を推進し、緊急時の情報伝達体制を早急に強化するため、Jアラートの受信機に自動起動装置を整備し、携帯電話やスマートフォンへの緊急情報のエリアメールを配信しようとするものである。事業費は整備費用の全額を交付される防災情報通信設備整備事業交付金を活用し、自動起動装置一式に係る工事費及び備品購入費の総額695万1,000円を計上し、平成25年度へ繰越して行うものである。また、消防広域化の消防救急デジタル無線整備事業の平成24年度の事業費は、奈良県消防広域化協議会全体では、国の経済危機対応・地域活性化予備費に係る補助を活用し4億3,873万円を計上されている。そのうち葛城市の予算は2,420万円であるが、うち1,000万円が代表消防本部である中和広域消防組合の歳入となり、残りの1,420万円を平成25年度に繰越し、救急デジタル無線を整備するものであるという答弁がありました。

さらに、當麻寺奥院本堂方丈解体修理事業の繰越しの内容はという問いに対し、當麻寺奥院本堂方丈解体修理事業については平成20年度から26年度までの7カ年の継続事業で、平成24年度の当初事業費は1億1,640万円であり、国の補助が70%、県・市の補助がそれぞれ4%、残りが所有者の持ち出しで奥院本堂の解体修理工事を実施している。文化財ということで、調査をしながらの工事となっていることから事業の進捗にたびたび変更が生じ、またそれに伴い文化庁の許可を得なければならないことなどから、工事がスムーズにいかず繰越しになっている。本年度事業の出来高見込みについては8,640万円と予想されることから、その残額のうち市の補助4%分である120万円を繰越すものであるという答弁がありました。

次に、職員の定期健診委託料が減額されているがその算出根拠はという問いに対し、平成24年度当初予算は受診者の平均受診料となる7,242円に予定受診者数を掛けて算出し、347万7,000円を計上していたが、受診率が83.6%にとどまったため、今回はその不用額を減額するものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

次に、民生水道常任委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

15番、下村正樹君。

**下村民生水道常任委員長** ただいま上程されております議第8号、平成24年度葛城市一般会計補正予算(第7号)の議決につきまして、民生水道常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、衛生費の予防費の中の高齢者インフルエンザ予防接種委託料100万円、高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成金が650万円、それぞれ減額となっている理由はという問いに対し、インフルエンザ予防接種委託料については65歳以上を対象に3,776名で予算化し、12月末現在の接種者数をもとに減額を行うものである。また、肺炎球菌ワクチン接種助成金につ

いては、65歳以上の方を対象にワクチン接種後、窓口で領収書を持参の上手続きを行い、助成金が銀行振り込みされる償還払いとなっており、当初対象者8,077名の30%に当たる2,423名で予算化したが、12月末現在で140名の方が手続きをされており、実績をもとに減額補正を行うものであるという答弁がありました。

また、民生費の中の母子生活支援施設措置費が増額となっている理由はこの問いに対し、御所市にある母子生活支援施設に葛城市から1世帯の母子が入所しており、当初は月17万円として12カ月分を予算計上していたが、現在支援施設の総入所者数が定員30名に対して22名と定員より少なくなったため、各自治体への措置費の負担額がふえることにより、今後見込まれる不足分を増額補正するものであるという答弁がありました。

さらに、保健衛生総務費の小児深夜診療負担金を増額した理由はこの問いに対し、小児深夜診療負担金の算出方法は、中南和地区の総診察者数に占める葛城市の診察者数の割合に小児深夜診療に係る事業費を乗じて算出するものであり、その割合が前年度9月末から3月末までの見込みでは5.28%で、191万6,000円を平成24年度当初予算で計上した。しかし、平成23年度決算では、その割合が6.03%と葛城市の割合が高くなったことや、労働基準監督署の指導による受け付け体制の変更にもなう診療所全体の経費が高くなったことにより負担金に不足が生じたため、今回49万4,000円の増額補正をさせていただいたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で民生水道常任委員長の報告は終わりました。

次に、都市産業常任委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

11番、川辺順一君。

**川辺都市産業常任委員長** ただいま上程されております議第8号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決につきまして、都市産業常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、農林商工費の団体営土地改良事業費の中の委託料及び工事請負費についてその内容を教えてほしいという問いに対し、委託料については、まず、震災対策農業水利施設整備事業として5カ所のため池の耐震診断調査委託料が1,000万円と、市内131カ所のため池の一斉点検業務委託料が917万円、農業体質強化基盤整備促進事業として大宇笛吹の耕作道と農作業道の測量委託料が800万円、そして農村地域防災減災事業として、柿本池のネットフェンス設置工事のための測量委託料が100万円となっている。工事請負費については、大宇笛吹の耕作道が1,400万円、同じく農作業道が1,500万円、柿本池のネットフェンス設置工事費が600万円であるという答弁がありました。

さらにその答弁に対し、ため池一斉調査の対象となるのは、ため池台帳に載っている全てのため池かという問いがあり、ため池の一斉調査については、台帳に載っているため池のう

ち受益面積2ヘクタール以上を対象にしているという答弁がありました。

次に、地域活性化事業の中の近鉄二上神社口駅前道路改良事業について、事業内容を教えてほしいという問いに対し、事業の内容については駅西側の農地の一部を用地買収させていただき、駅に車で来られた方がスムーズに行き帰りできるように、車の待避所としての機能も兼ね備えた面積1,126平方メートルの駅前広場の整備と、駅前駐輪場の西側道路の拡幅を計画しているという答弁がありました。

また、事業費の繰越しが多いが、今後事業を停滞させることなく進めていくに当たり、担当部署だけではなく部署を越えた連携がより必要となってくると思われるが、どのように考えているのかという問いに対し、事業がふえる中で用地買収等、事業の担当部署だけで進めていくということがなかなか難しいところもあり、ほかの部署とも連携しトータルで事業に取り組んでいかないといけない。各々の事業に対して部署を越えたプロジェクトチームを組み、代表を決めて担当してもらうよう、これから取り組んでいこうと思っているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で当委員会の関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上であります。このほかにも活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

次に、新クリーンセンター建設事業特別委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

13番、川西茂一君。

**川西新クリーンセンター建設事業特別委員長** ただいま上程されております議第8号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決につきまして、新クリーンセンター建設事業特別委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、5カ年事業の全体事業費に対して補助率3分の1の交付金ということで、既に全体事業費に対して91.5%の交付金が入ってきているが、未執行部分がある中で今後どのように事業を進めるのかという問いに対して、現在の交付金受け入れ額に対して8億1,681万8,000円の未消化部分がある。また、平成24年度分の新炉の本体工事費用の5億7,100万円については、通次繰越しを行い消化することとし、さらに事業年次が終わる平成25年度では年次割の事業費として31億580万円あり、これを執行すると執行分に対する交付金に不足が生じるため、工事の進捗を見ながら最終的に3分の1の交付金となるよう、補助対象事業の追加申請を行い、交付金を受け入れ精算を行う。平成26年度分については、事業計画等の作成を再度行い、交付金の申請をしていくという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で当委員会の関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で新クリーンセンター建設事業特別委員長の報告は終わりました。

最後に、尺土駅前広場整備事業特別委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

9番、阿古和彦君。

**阿古尺土駅前広場整備事業特別委員長** ただいま上程されております議第8号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決につきまして、尺土駅前広場整備事業特別委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、平成23年度からの繰越しの2億300万円のうち執行額は幾らかという問いに対し、予算の繰越しの枠組み後、出納閉鎖までに前払いとして4,430万円執行し、実繰越しが1億5,870万円となり、全額執行済みであるという答弁がありました。

また、予算の大半が繰越しになっているがどのような理由によるものかという問いに対し、今年度の繰越しの大半は用地補償費であり、見通しを立てた中で事業を進め予算化し、交渉もしているところであるが、地権者の方もいろいろと事情があり契約に至っていない。できるだけ事業の進捗が図れるよう努力していきたいという答弁がありました。

次に、葛下川橋りょう工事請負費として1億円が計上されているが、地権者との用地交渉の状況は。また用地取得しないと工事に着手できないのかという問いに対し、現在資材置き場等に活用されており、代替地が決まってその代替地の土地利用について検討されているところである。また、基本的には用地取得してから工事を進めていく予定であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で当委員会の関係部分については原案のとおり可決するべきものと決定しました。

以上をもちまして当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で尺土駅前広場整備事業特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第8号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

**寺田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第14、議第16号から日程第23、議第25号まで、以上10議案を一括議題といたします。本10議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

16番、西川弥三郎君。

**西川予算特別委員長** 議長の発言の許可をいただきましたので、去る11日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました平成25年度当初予算10議案につきまして、22日、25日、26日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしておりますので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

まず、議第16号、平成25年度葛城市一般会計予算の議決についてであります。歳出の議会費では、議員定数削減に係る議員報酬について若干の質疑がありました。

次に、総務費では、戸籍住民基本台帳の庁用備品購入費の内容はという問いに対し、サテライト市役所構想に係る歴史博物館及び相撲館の窓口に設置する住民票発行用の契印機2台分の購入費であるという答弁がありました。さらに、どの程度の回数で行われるのかという問いに対し、サービスを行う日については月曜、木曜、金曜の週3回を予定しているが、いつからかということについては、準備等の期間が必要であるので、開始日等については検討中であるという答弁がありました。

次に、葛城広域行政事務組合の基金の残高及び運用方法について、また平成25年度に予定されている事業について説明願いたいという問いに対し、現在、葛城広域行政事務組合の基金の残高は、組織している4市1町の9億円と県から預かっている1億円の合計10億円となっている。そして、この基金を香芝市、大和高田市、御所市の土地開発公社に対し貸し付けを行い、その利子で事業を行っている。ただし、平成25年度の事業費については平成24年度末で香芝市が、平成25年度中には御所市が、それぞれの土地開発公社を解散されることに伴い、貸付額が減り利子収入が減額となることから、これまでの基金の運用残高の積立金を取り崩して事業費に充てることとなっている。平成25年度の事業については、子ども安心メールの発信や構成市町の職員研修の実施、葛城青年会議所への活動助成、構成市町の観光事業補助、葛城広域周辺での地域イベントなどを予定しているという答弁がありました。

また、光熱水費について、電気料金の値上げが大きな財政負担となると言われている中のような積算をされているのか、また、値上げされた際はどの程度の増額になるのかという問いに対し、光熱水費については両庁舎の電気、ガス、上下水道代を計上している。関西電力の電気代の値上げについては、家庭においては11%強、企業等で19%強ぐらいの値上げが申請されているようであるが、まだ認定されていないことからこれまでの実績等により予算計上させていただいた。実際に値上げを実施されるときの影響額については、関西電力への問い合わせによると、新庄庁舎で約12%の増加で160万円、當麻庁舎では約15%の増加で50万円、あわせて200万円余りの影響額を見込んでいたという答弁がありました。

次に、民生費では、生活保護費の現在の受給者数、また受給するに当たっての審査の方法はという問いに対し、3月1日現在の受給者数は152世帯207名で、保護率は5.96パーミルと

なっている。また、審査の方法については資産、預貯金、扶養義務、医師の診断結果、年金等の調査を行い、国の基準をもとに審査をしているという答弁がありました。

また、BPファシリテーター養成講座負担金が計上されているが、その内容はという問いに対し、BPとは生後2カ月から3カ月の子どもと母親を対象に、親子のきずなづくり、子どもの心の安定を得るためのプログラムを作成する事業で、保健師、保育士等の専門職が養成講座を受講して審査に合格すればファシリテーターの認定をもらえるというもので、受講料1名分を計上させていただいたという答弁がありました。

次に、衛生費では、火葬場の修繕料1,000万円を計上されているが、どのような修理かという問いに対し、10年の年次計画を立て補修を行っており、作業終了後、業者が点検を行っている。その結果により補修計画の変更も考え、優先順位をつけて補修を行っている。平成25年度の予算における主な修理内容は、3号炉の排ガス集塵機の取替えを予定しているという答弁がありました。

次に、クリーンセンター建設施工監理業務委託料が計上されているが、その入札公告の中の入札方法について、入札参加者または入札参加予定者が2人未満となった場合は入札を中止すると記載されているが、クリーンセンター建設整備工事の入札公告と内容は異なるのかという問いに対し、入札参加者とは実際に入札に応札されることが決まった場合の参加者で、また入札参加予定者とは総合評価方式で一般公募した中で、入札参加の希望があっても資格がなければ参加できないため、入札参加者としての資格があるかないか事前に確認を行い、建設整備工事の入札と同様に、1者となった場合は入札を中止するということであるという答弁がありました。

次に、農林商工費では、林業振興費の中で工事請負費900万円が計上されているが、どのような経緯で工事することになったのか、また工事内容はという問いに対し、寺口忍海谷地区の林道の路肩・のり面が相当傷んでおり、またのり面が崩れたことでのり下にある鳥獣害防止のための柵がつぶれたため、大字寺口より要望があった。工事内容については、のり下にある水路を維持することにより、森林の多面的機能を確保するため、路肩・のり面を80メートル補修するものであるという答弁がありました。

また、緊急雇用創出事業の中のバイタル調査事業委託料について、事業内容を教えてほしいという問いに対し、保健師、看護師などの専門職2名と新たに10名を雇用し、健康に不安のある高齢者や一人暮らしで容易に医療機関にかかることのできない方約200名を対象に、調査員が定期的に家庭を訪問し健康機器を使い体重、体脂肪、筋肉量、骨量などの体組成と血圧、体温、呼吸数、歩数計での運動量を測定し、日常の健康管理を行うものである。なお、測定結果については、保健師、看護師、栄養士などがチェックし、病気の早期発見、良好な健康管理の維持などに役立てるとともに、アドバイスも行っていくという答弁がありました。

次に、土木費では、尺土駅前周辺整備事業費の中の尺土駅構内エレベーター設計費補助金について教えてほしいという問いに対し、近鉄尺土駅構内の改札内とホームを昇降するエレベーターを2基、近鉄が設置するに当たり、その設計費用に対する市からの補助金である。これは、国・県・市・鉄道事業者が連携して、駅のバリアフリー化を進める事業によるもの

で、近鉄の行う設置事業に対し国が3分の1、県が6分の1、市が6分の1の補助を行うものである。なお、設置後の保守管理については近鉄が行うことになっているという答弁がありました。

また、地域連携推進事業費について、平成25年度の事業内容はこの問いに対し、平成23年度に橋りょうの長寿命化修繕計画を策定し、市内227の橋りょうのうち、36の橋りょうについてその対策を策定させていただいた。平成25年度については、その中で主桁の損傷等が見受けられる2つの橋りょうの長寿命化のための設計費用について計上したという答弁がありました。

次に、消防費では、既存木造住宅耐震診断に係る委託料並びに耐震改修工事補助金についての内容と、南海トラフで起こり得る地震の被害状況が公表され、奈良県においても3.4兆円の被害が想定されている中、本事業を進める上で特別な配慮が必要と考えられるが、どのように考えておられるのかという問いに対し、既存木造住宅耐震診断事業については、委託料として1件当たり4万5,000円の13件分を計上し、補助金については耐震診断を受けられた建物の構造評点が1未満のものを1以上となるように改修するための補助事業であり、1件当たり30万円で3件分を計上している。また減災対応が大事であり、木造住宅の耐震化を進めることにより、被害額が半減するとの報道などもあることから、本事業を推進するに当たりそれぞれの事業の受付期間を前年度の倍とし、耐震診断の申し込みを4カ月間、改修補助金については2カ月間の受付期間とする計画をしているという答弁がありました。

また、非常備消防費の消防用機器等購入費はどの分団のポンプ車の購入費用であるのか、またポンプ車の更新基準はあるのかという問いに対し、第4分団の普通消防ポンプ自動車は前回の更新から18年が経過し、経年劣化によるポンプ性能の低下や故障が多発し修理を重ねていることから、更新するものである。更新期間の基準については17年を基準とし、車両の現状等を見た上で、更新が必要であれば予算計上しているという答弁がありました。

次に、教育費では、スクールカウンセラーへの相談事項として発達障がいについての相談が多いと聞いているが、発達障がいの子どもたちへの対応はどのように取り組まれているのかという問いに対し、発達障がいの子どもは平成17年度から平成23年度までは市内7つの各学校全体で30人台であったが、平成24年度は66名、平成25年4月には88名と人数がふえている状況である。障がい受容は早い時期からやる方が、子どもにとってはさまざまな支援が受けられることから、葛城市では臨床発達心理士が各幼稚園を巡回しながら、子どもたちの遊びの様子を見たり、園に来られる保護者と接触しながら信頼関係をつくり、早いうちから障がいを見きわめていくようにしている。また、小学校に入ると別の臨床心理士が巡回しており、支援の方法などについては引き継ぎを入念に行い、中学校へ引き継いでいるという答弁がありました。

また、学校・地域パートナーシップ補助事業について、これまでの取り組んできた内容と、平成25年度の取り組み内容について教えてほしいという問いに対し、平成24年度はどの学校についても環境整備ということで、地域の皆さんの支援を得て学校の校庭や池の清掃など、子どもたちの学びの環境を整えていただいた。平成25年度からは従来の環境整備に加え、各

学校にコミュニティー部をつくり、その部が地域の皆さんとより幅広い面で力をあわせて学校に支援をいただくことになる。現時点で学校から提案されている事業としては、校外活動の付き添いや家庭科学習時の包丁のさばき方などの指導、通学時の見守り隊のような形での支援などがあるという答弁がありました。

次に、歳入では、平成25年度の固定資産税の収入見込額は前年度の決算見込額と比べてどのようになるのかという問いに対し、固定資産税について、土地においては前年度の決算見込額7億3,560万円に対し平成25年度は7億2,500万円の収入を見込んでおり、地価が下落したため減額となっている。家屋については、前年度の決算見込額7億460万円に対し、平成25年度は7億1,600万円の収入を見込んでおり、平成24年度中の新築家屋及び滅失家屋の増減により算出した結果、増額となっている。償却資産については、前年度の決算見込額4億7,590万円に対し平成25年度は4億1,600万円の収入を見込んでおり、資産の減価及び各企業の大きな設備投資が見込めないことから、減額となっているという答弁がありました。

また、市たばこ税について、前年度より当初予算が2,000万円増額となっているがその根拠はという問いに対し、平成25年度から県たばこ税の一部が市たばこ税に税源移譲することになったため、たばこ1,000本当たりの税率が昨年度は4,618円であったのに対し、平成25年度は5,262円とふえることとなった。そのため、昨年度よりたばこの売り渡し本数は減ると思われるが、市たばこ税としては2,000万円の増額を見込んでいるという答弁がありました。

次に、総括質疑では、今後、新市建設計画並びに財政計画を見直すことについてどのように考えているのかという問いに対し、平成24年6月にその時点での指標として、財政計画を出させていただいたが、当初、合併特例債の活用は平成26年度までと位置づけて、新市建設計画に基づく財政計画を策定した。しかし、この1年間で景気の低迷や国の政権が変わるなど、予測できないことが起こるとともに、法改正によって合併特例債の発行期間について5年間の延長が可能になった。今後、これらのことを踏まえた上で、合併特例債をどのように活用し、生かしていくかといったことや、新市建設計画を初めとした諸事業が山積している状況を含めて、財政の硬直化を招かないよう新市建設計画の見直しにあわせて財政計画の見直しに取り組んでいきたいという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、ジェネリック医薬品の推奨について葛城市の取り組みはという問いに対し、平成24年度ではジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知を1回行ったが、平成25年度においては2回の差額通知を予定しており、その予算として3万2,600円を計上している。ジェネリック医薬品を使用することでの医療費抑制への影響については、現在ははっきりとは把握できていないが、先発医薬品と後発医薬品の使われた数量と金額の比率については、平成24年5月と平成25年1月の調査では、後発医薬品の使用数量、金額ともに若干ではあるが伸びているという答弁がありました。

また、特定健康診査等事業費の奈良県市町村共同保健事業負担金の内容はという問いに対し、県下12市で構成している都市協議会の課長会の幹事市に平成25年度は葛城市が当たって

おり、県下全体で医療費の削減や健康づくりを目的とするさまざまな保健事業に共同で取り組むための事業負担金であり、事業内容についてはこれから検討することになっている。また、本事業は県の特別調整交付金の対象事業となっているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号、平成25年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、新事業として緊急通報体制整備事業委託料が計上されているが、どのような内容かという問いに対し、家庭内の事故等の体制整備に資する事業で、現行の一般会計で計上している緊急通報装置貸与事業から地域支援事業として対象者の要件を緩和し、順次移行していこうとするものである。緊急ボタンや相談ボタンを押すと、24時間365日看護師等が対応するセンターにつながり、またセンターから月1回お伺いコールもされる新たな見守りシステムとなっており、現行の機器の保守切れや新規利用者から対応していくという答弁がありました。

次に、県では第5期介護保険事業計画に基づいて基盤整備を進めるということで、老人福祉施設等の整備について3年の間に公募をしているということだが、現在の葛城市内の公募の状況、認可の状況はという問いに対し、葛城市は中和圏域に属しており、老人福祉施設では平成24年度では大和高田市で40床、田原本町で50床、平成25年度では香芝市50床、広陵町で50床という状況である。また、老人保健施設では平成24年度田原本町で80床、橿原市で80床、高取町で80床、葛城市では80床増床の認可をいただいているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第19号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、下水道使用量が100トン以上の事業所は市内にどのくらいあるのかという問いに対し、現在把握している事業所は全体では705軒あり、そのうち100トン以上の大口利用者は100軒以内である。また、705軒には下水道未接続箇所も含まれており、接続済み事業所は549軒で、接続率は78%であるという答弁がありました。

次に、葛城市における直近の下水道普及率及び水洗化率はという問いに対し、普及率は平成23年度末現在で98.7%、平成24年度見込みは98.8%、平成25年度見込みは98.9%である。水洗化率は平成23年度末現在で85.43%、平成24年度見込みは86.38%、平成25年度見込みは87.31%であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号、平成25年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、学校給食センター建設事業費における工事請負費及び公有財産購入費の内容はという問いに対し、工事請負費2億9,000万円は既存建物の解体工事費5,000万円と敷地の造成工事に係る費用2億4,000万円をあわせたものであり、公有財産購入費60万円は寺口1666番地2で40平方メートルの土地購入費であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第22号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、歳入の霊苑管理料の内訳と霊苑使用料の内容について教えてほしいという問いに対し、霊苑管理料については現年度分としてA区画が6,300円で19件、B区画が9,450円で126件、C区画が1万5,750円で27件、そして滞納繰越分として2万7,000円を見込んでいる。霊苑使用料については、新規募集を行う予定のB区画50区画分であるという答弁がありました。

また、霊苑事業費の中の工事請負費について、1,400万円が計上されているが内容はという問いに対し、霊苑の周回道路工事が完成した後に予定している植栽工事や舗装工事、また安全対策として行うガードレール、カーブミラー、標識等の設置にかかる工事費が900万円、そして霊苑内の未舗装箇所についての舗装工事、L型ガッター等の補修などに係る工事として500万円を計上しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第23号、平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、委託料では認定システム改修費が計上されているが、その内容と財源はという問いに対し、厚生労働省で構築が進められている介護保険総合データベースが平成25年4月から運用されるに当たり、1月に各市町村に対し認定ソフトが無償配布され、認定審査会ソフトのバージョンアップを行うものであるが、認定審査会ソフトと連携している葛城市の介護保険システムに変更が必要となり、プログラム改修を行うものである。また、財源については全て一般財源となるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第24号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、後期高齢者医療保険料の平成24年度の直近の普通徴収収納率及び滞納者数、また短期証の発行状況はという問いに対し、平成25年2月末現在で平成24年度の普通徴収の収納率は87.3%である。滞納繰越分の滞納者については、63名で231万900円の調定額に対し46万5,800円が収納済みとなっている。また、短期証の発行については、発行対象者は、前年度及び前々年度の保険料の賦課総額の2分の1以上を滞納している方や納付期限から6カ月を経過してもなお当該納期に係る保険料を納付していない方、文書もしくは訪問による納付相談や納付指導に一向に応じようとしない方、またその相談時等における納付誓約を履行しない方に対し発行しており、そういった方に対し2月と8月の年2回、6カ月の短期証を発行しており、現在の対象者は14名であるという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第25号、平成25年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、新庄地区並びに當麻地区における原水取水量及び取水費について、平成24年度また平成25年度見込みはどのくらいかという問いに対し、平成24年度分について新庄地区の取水量は193万1,333立方メートル、取水費は884万2,000円であり、當麻地区の取水量は138万1,516立方メートル、取水費は821万5,783円である。平成25年度分については、取水費が新庄地区で512万5,000円、當麻地区で570万5,000円を概算で見込んでいる。取水量は、當麻地区においては162万立方メートルの見込みがあるが、新庄地区は固定費であるため具体的な数字は不明であるという答弁がありました。

次に、本市の上水道の管の総延長並びに現在使用されている管種で石綿あるいはダクタイルが用いられているものの割合はという問いに対し、平成23年度実績として総延長は22万4,950メートルであり、うち鋳鉄管が1万7,250メートル、ダクタイル鋳鉄管が9万81メートル、鋼管が2,597メートル、硬質塩化ビニル管が11万1,561メートル、その他が3,461メートルであり、管種として石綿、ポリエチレン、ステンレスが用いられている。なお、平成23年度末で石綿管延長として880メートル、平成24年度に160メートル布設替えを行ったが、まだ720メートル残っているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、そのほかに各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 2時00分

**寺田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第14、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 議第16号の平成25年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成25年度の政府地方財政対策の規模は通常収支分が81兆9,100億円、一般財源総額も59.8兆円と前年と同水準を確保され、東日本大震災分では震災復興特別交付金により6,198億円が確保されています。地方交付税は前年比3,921億円減の17兆624億円で、臨時財政対策債が6兆2,132億円と実質的な地方交付税は23兆2,756億円、前年比3,122億円の減となって

います。

平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提に、地方公務員給与を国が負担する9,000億円を今年度の交付税から減額される一方、防災、減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を地域の元気づくり事業3,000億円等が計上されています。また、平成20年度以降、毎年のように補正予算で経済対策や地方支援が組まれてきましたが、昨年誕生した安倍政権も緊急経済対策の実施のために、13.1兆円の平成24年度補正予算がこの2月26日に成立したところであります。

前例のない経済雇用対策と地方財政対策によって、全国の市町村の財政が好転し改善をしています。このような国の地方財政対策や経済対策の中で編成された葛城市の平成25年度の一般会計予算の総額は184億6,600万円、前年比29億1,600万円、18.8%の大幅増と、新クリーンセンター建設事業や尺土駅前周辺整備事業、地域活性化事業などの新市建設計画の諸事業が本格的に着手される予算となっています。

歳入では個人市民税が14億3,560万円と国の経済雇用対策や市民税の年少扶養控除の廃止による増収にもかかわらず、前年比2,240万円、1.5%の減となっています。

給与収入が毎年減り続けている勤労市民、年金が削減されている高齢者、長引く景気低迷で経営が悪化するばかりの中小商工業者や農業者の暮らしの実態が反映されたものであります。固定資産税は地方圏の商業地、住宅地の地価公示価格が平成5年から19年連続して下落していることもあり、土地で7億2,500万円、前年比マイナス0.6%、400万円の減収が見込まれていますが、固定資産税は高どまりのままで市民の過重な負担は解消されておりません。

これは、平成4年1月12日、旧自治省が発した一片の通達に基づき、これまで地下公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を、7割にまで一気に引き上げたことが最大の原因であります。また、平成9年の評価替えのときに導入された負担水準の制度も、地価が下落しても固定資産税が下がらない原因となって来ました。

時点調整にもかかわらず高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いているのであります。現行の課税措置は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し市民の暮らしを守り支援する役割を果たすべきであります。

地方交付税は38億7,000万円と前年比1億4,000万円、3.8%の増となっていますが、国が負担する地方公務員給与費が9,000億円減額されることにより、本市において4,000万円程度の影響が懸念されます。さらに、財政調整基金積立金から7億9,000万円の繰り入れによって収支の均衡が確保されています。

次に、寄附金等の名による住民負担の問題であります。防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担が36万円、さらにホースや消火器具などの設置費用に係る3分の2の地元負担40万円が予定されています。昭和27年に税額負担の解消を促進する趣旨で、法律226号により加えられた地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止が規定されているものであり、到底賛成できないものであります。どうしても費用を徴収するというのであれば、地方自治法第224条、第228条の規定に基づき、条例に定めて行うべきであります。また、国

の補助事業や起債事業に関係者から寄附金を徴収することは、事業の趣旨に反すると考えます。何よりも住民の安全や健康、福祉を保持することは、地方自治体の基本的な責務であります。市の責任で財源を確保し、地元要望とあわせて計画的に整備されるべきであります。

次に、防犯灯の設置についてであります。平成21年度より、大字より100メートル離れた箇所など一定の条件を満たす防犯灯の設置は、2万5,000円の範囲で市が全額負担する改善が実施されました。しかし、合併前の旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対し2分の1の負担の継続は、サービスは高く負担は低くの合併時の約束をないがしろにするもので、認めることはできません。市民の安全を守ることは市の仕事です。児童・生徒等の通学路、通勤や買い物道路、大字間の道路等は無条件に市の責任で設置すべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法が廃止され、新たに障害者総合支援法が施行されました。一部の難病等が加えられましたが、サービス利用料の応益負担制度は温存されました。葛城市では非課税世帯の利用料の免除などにより、サービス給付等の負担率は0.5%、補装具の負担率が2.89%に軽減されているということですが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては大きな負担となっています。障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障がい者施策は認めがたいものであります。駅前駐輪場整理の委託を初め、在宅で頑張る障がい者と家族、自立を支える事業者等への支援策の拡充を求めます。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。平成22年6月から事業系ごみの持ち込み手数料が10キログラム100円から150円と大幅に値上げする改定が実施されました。市内の事業者や収集業者の要請、議会の決議により、当分の間130円を継続することとなりましたが、厳しい経済情勢の中で、地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、平成25年度は1,126万円の負担を押しつけることになっています。循環型社会をつくるために、これから市民や事業者、行政が一体となって取り組まなければならないときに、経費の節減や他市からのごみの搬入を抑制するとして事業者負担と責任を押しつけることは、協働の取り組みを壊すものであり、認めることはできません。

次に、有線放送維持管理費についてであります。現在、有線放送の新庄地域では、スピーカーの購入で3,990円、軒下から室内への配線や設置の工事費も市民負担となっています。行政防災無線の當麻地域では、2万9,600円の受信機は無償貸与であります。住んでいる地域によって負担が異なることは、著しく均衡を欠き、公平の原則に反するものであります。平成25年度予算ではスピーカーが無償貸与されることになっています。大いに評価できるものであります。軒下から室内への配線や設置に係る工事費についても市の負担で行うよう、さらなる努力を求めます。配線等の工事費は1件当たり約1万6,000円程度です。年間の設置台数を予算に計上された100件分とすれば、160万円あれば解決できるものであります。さらに、大災害にも対応できる情報伝達手段の整備計画を策定し、具体化に直ちに取り組むことを求めます。

次に、農業振興についてであります。戸別補償制度によって反当たり1万5,000円の補償

がされることになっていますが、到底生産費を賄うことにはなっておりません。平成6年には60キロ当たり2万2,000円だった米価が、平成24年には1万2,000円台と40%以上も下落しています。米価を補償するとした所得補償の機能、生産調整の役割は破綻しています。これでは、農業者の生産意欲、後継者に託す希望を失い、水田の荒廃、転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させてしまいます。何よりも安倍政権が決定したTPPへの参加は、日本の農林漁業や地域経済、食の安全や国民の暮らしの広範な分野に大打撃を与えます。完全自由化で食料自給率が13%まで下がるという農水省の試算は、大打撃の一端を証明しています。直ちに、TPPへの参加を撤回すべきであります。本市の農業委員会費や総務費等を除く農業費は約1億1,400万円。そのうち、農業振興費、戸別所得補償制度推進事業費等のソフト事業が40%の約4,500万円。農地費や団体営土地改良事業費のハード事業が60%の約6,900万円となっています。しかも、ソフト事業の66%、3,044万円は、各種団体に対する負担金や補助金であります。農業振興と言えるソフト事業は、戸別所得補償制度推進事業しか見当たりません。基盤整備、ハード事業に60%と多額の予算を配分する基盤整備中心の農業政策では、地域農業の危機に歯どめることはできません。農業を基幹産業と位置づけ、経営を支え後継者を育てる所得補償や価格補償制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全・拡大などに予算を重点的に配分し、家族経営を中心に集落営農など多様な農業経営を支える政策に改めるべきであります。

次に、入札事務の改善についてであります。平成23年度より試行的に最低制限価格の設定と事前公表が実施されたところですが、入札の結果をしてみると、入札金額は最低制限価格に張りつき、くじで落札者を決めるという事態が多発し、競争性が働かない状況になっています。新庄幼稚園や学校給食センターの建設など、事業がメジロ押しです。地方自治法第234条が求めている競争性を発揮し、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければなりません。最低制限価格の事前公表は直ちにやめるべきであります。

次に、消防の広域化についてであります。人口の減少や大規模災害に備えるとして、広域化が着々と進められてまいりました。全国では、都道府県単位の本一化を検討していた13県のうち、奈良県以外に具体的な段階に入っているのは群馬県だけです。広域化に伴う職員数は、平成24年で1,282人、充足率は61.5%、平成33年には職員数1,231人、充足率は51.1%と試算されています。これでは広域化によって現場に職員が動員され、過重な負担が改善されるとは思えません。また、広域化協議会は、新組織設立後に再編計画を作成すると明言しています。36の署所が統廃合され、消防署が住民から遠ざかる危険性を示唆しているのです。市民や消防職員にとってメリットがあるのでしょうか。何よりも本市消防署の実態は職員の基準充足率が72.3%と大きく不足しています。急病の高齢者の搬送が、13%も増加するなど、救急出動等の増加による非番職員の非常招集は、平成23年度は118日、491人、平成24年度は147日、438人と増加するなど、職員の過重な負担はますます厳しいものとなっています。今、やるべきことは、市民の生命・財産を守るという第一の任務を全うすべく、消防職員の大幅な増員、質の向上など、消防力の充実強化を図ることです。本市の国から交付される消防費の基準財政需要額は5億9,600万円です。平成25年度の消防費が4億7,900万円ですか

ら、1億1,700万円がどこかに消えているのであります。財源はあります。東日本大震災の教訓からしても、地域コミュニティに精通し住民の顔が見える消防署が求められています。さらに、大規模災害に備えて、近隣広域消防との連携協力を進め、人材・機材の交流や融通、共同の訓練等に取り組むこと、地域防災計画の周知徹底と具体化を急ぐとともに、東日本大震災の教訓を生かした見直しに直ちに着手すべきであります。

次に、地域活性化事業新道の駅事業についてであります。新道の駅の建設が予定されている地域は、新市建設計画を具体化すべく平成17年11月10日に設置された議会まちづくり特別委員会において、2年余りかけて審査し策定した山麓地域整備基本計画の地場産業振興ゾーンとして計画をされ、地域交流センターや交流広場など、敷地面積1.8ヘクタール、事業費は5億3,000万円の事業として、都市再生整備計画を策定しまちづくり交付金事業として実施することが予定されていきました。ところが、山下市長誕生後の平成20年7月に、検討委員会の立ち上げを皮切りに、ワーキング会議や設立委員会において協議が進められ、同じ場所に敷地面積が約1.8倍の3.3ヘクタール、事業費は実に約3.4倍の18億円を投入する新道の駅建設計画が、平成23年10月25日の都市産業常任委員会に唐突に提案されたのです。議会の審査や承認もなく計画が策定され、山麓地域整備基本計画がほごにされたのであります。事業の正当性や公正性、透明性が問われる重大な問題であります。さらなる問題は、いまだに経営分析や見通しが定まらず、施設の規模や内容も決められない状況になっています。にもかかわらず、平成24年度に事業費5億6,450万円が計上され、平成25年度には6億7,000万円もの予算が計上されていることでもあります。施設の規模や内容等が定まっていないにもかかわらず、予算計上されることは、予算の編成について定めた地方財政法第3条第1項の地方公共団体は法令の定めるところに従いかつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならないとした、経費の支出に関する原則に反するものであります。しかも、平成24年度予算の96%に当たる5億4,000万円が補正予算において平成25年度に繰越されているのであります。平成25年度内に12億1,000万円もの予算を執行しなければなりません。到底執行できるとは思えませんし、会計年度独立の原則を定めた地方自治法第208条に反するもので、最初から執行が困難な予算は認めることはできません。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。本事業は国の補助事業であります吸収源対策公園緑地事業を活用して、平成24年度から5年間の計画で7カ所に公園緑地を整備する事業であります。本事業の用地の取得費について、国の補助金の額を除いた2分の1という金額を、計画されている大字から寄附金の名目で用地費として徴収することが予定されていることでもあります。寄附金の徴収は地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止に反するものであります。本条において、国は地方公共団体またはその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体またはその住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと規定し、割当的寄附金を禁止しているのです。この法律は、税外負担の解消を促進する趣旨で、昭和27年の改定で加えられたものであります。本来寄附金は自発的、任意的に行われるものですが、戦後の混乱期は財政が厳しい中で国や地方自治体、住民の間で寄附金の名のもとに隠れた負担の強制的な転

嫁が頻繁に行われていました。これでは財政秩序が混乱する重大な原因になることから、この規定が設けられたのであります。葛城市は緑の基本計画に基づき、市が事業主体となって国の補助事業を活用して計画的に公園緑地の整備を推進をしてまいりました。これまで、緑化重点地区整備事業やまちづくり交付金事業として、J R大和新庄駅前公園や薑公園、笛堂ふれあい公園など合計6カ所を整備してまいりましたが、事業費は全て国の補助金としての一般財源及び起債で賄われ、地元からは寄附金の徴収はもとより一切の負担はありませんでした。葛城市のまちづくりの歴史に悪しき前例を残し、先人の努力を無にするものであります。寄附金の徴収は断じて認めることはできません。平成25年度予算では、歳入の一般寄附金において地元からの寄附金の徴収は予定されておりませんが、自発的、任意的なものである寄附金の趣旨からして、当然のことであります。どのような理由、名目であれ、法令に基づかない地元住民負担は反対であります。

次に、都市基盤整備道路整備事業についてであります。20年来の懸案だった街路事業の近鉄新庄駅前通り線が完了し、現在尺土駅前周辺整備事業や国鉄・坊城線が交付金事業として着工されることになっています。総合計画等に基づき、都市基盤整備に必要とされている幹線道路等の計画的な建設は当然ですが、住民の身近な集落内道路や通勤通学路、買い物道路など生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化などがおこなわれています。道路の拡幅や歩道の設置、側溝の安全対策、障がい者用トイレやスロープの設置など、住民生活に密着した公共事業優先に切りかえることを求めるものであります。

重大なことは、新市建設計画事業が変更され、学校給食センター建設事業に14億8,000万円、新庄幼稚園建設事業に4億円、更に新道の駅建設事業に18億円が追加されるなど、157億円だった事業が200億円を超え大幅に増額されていることでもあります。これらの事業費の増嵩や、普通交付税の一本算定による普通交付税の5億円の減少、合併特例債や普通債など207億円の償還を見込んだ変更後の財政計画では、平成27年度から普通建設事業費が平年度ベースの2分の1以下に抑えられ、基金の取り崩し額が積立金を上回り、平成32年度には基金の残高は10億円程度に減ることになっています。平成33年度以降は、困難な財政運営が予想されることは一目瞭然です。しかもこの財政計画は、国の施策や財政対策は全く考慮されておりません。小泉政権による三位一体改革によって、変更前の財政計画では地方交付税は予測より6億円から7億円も削減され、一挙に歳入不足に陥ったのであります。黒字決算を維持するために、平成17年度から平成20年度の4年間で17億8,000万円もの基金の取り崩しを余儀なくされたのであります。葛城市と同じ時期に合併した丹波市や佐渡市、津市では、三位一体改革を教訓にして、新市建設計画の事業費を2分の1から4分の1に縮小するなど、合併特例債を乱発せず慎重に進める方針に転換をするとともに、行財政改革を精力的に推進してきたのであります。三位一体改革を教訓にして、変更後の財政計画を率直に評価し、既存の事業費の縮減、新道の駅建設事業や給食センター建設事業費等の再検討など、新市建設計画の抜本的な見直しを行うことを提言することは、市民に不安をおもわせることでも間違った財政計画の見方や使い方ではありません。平成25年度末には国の借金がGDPの1.5倍、750兆円に達します。平成25年度の政府予算のプライマリーバランスは23兆2,000億円の赤字で

す。いつまでもばらまきは続けられません。緊縮財政は避けがたい状況です。国の施策や財政対策にも揺るがない財政計画の策定を求めます。

子ども・若者育成支援事業や新庄幼稚園の建設、緊急雇用創出事業など、評価できる事業が多々ありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

討論を終わります。

**寺田議長** ほかに討論はありませんか。

13番、川西君。

**川西議員** 議第16号、平成25年度葛城市一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

財政を取り巻く状況は依然厳しい中、本市の平成25年度における一般会計予算規模は、新市計画事業の本格的な実施年度に当たることもあり、合併以後最も大きい184億6,600万円となっております。

主な要因は、新市建設計画事業として継続的に取り組まれている尺土駅前周辺整備事業、地域循環型社会形成推進事業、国鉄・坊城線整備事業及び地域活性化事業などの事業に加えて、体力づくりセンター設備改修事業、また学校給食センター建設に係る繰り出し等によるものでございます。

しかし、平成25年度予算はこれらのハード面だけではなく、100%国の補助金である緊急雇用創出事業等を最大限に活用しながら、福祉面においては歩行が困難で日常的に買い物に不自由をしておられる世帯を対象とした買い物困難者生活支援システム調査事業、健康に不安を抱える高齢者や一人暮らしで容易に医療機関にかかることのできない方を対象としたバイタル調査事業、また安心・安全面では有事の際市内各地域の実情に即した地域独自の防災マップの作成事業、また産業・観光面では市の地域資源である農産物に付加価値をつけ経済活動の拡大を図る地域ブランド創出促進モデル事業、そして敷設1400年目を迎える竹内街道の魅力を発信し観光客の誘致に努める竹内街道1400年記念事業、また新たなまちづくりとした観点からは、サテライト型まちづくり構想として試行的に市内2カ所の公共施設における諸証明の発行サービスの実施、また地域住民が集い語り合えるコミュニケーションの醸成の一助とする居場所づくり施策など、山下市長が2期目の公約で掲げられた新ビジョンに係る経費が随所に盛り込まれ、活気ある葛城市、日本一の葛城市にしていこうという意気込みが読みとれる積極的な予算編成をされたことに対し、大いに評価するところでございます。

しかし、平成24年度から繰越事業が多数ある中での平成25年度の執行となることから、これらの事業の推進に当たりましては、山下市長以下職員皆さんが一丸となられて、事業の目的達成のための全力を尽くしていただき、堅実また着実に実行していただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

**寺田議長** ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**寺田議長** 起立多数であります。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 議第17号の平成25年度国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く負担は低く、の約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。大幅な引き上げは中小事業者や農業者の経営を圧迫し、地域経済の回復の取り組みを困難にしています。とりわけ、年金生活者や所得の低い勤労世帯などの生活を脅かし、安心して病院にかかれない状況を広げてしまいました。

平成23年9月の国保加入世帯5,744世帯の所得の調べでは、所得200万円未満の世帯が4,488世帯、加入世帯の4分の3を超える78.13%となっています。その4,488世帯の内訳を見ますと、所得ゼロの世帯が1,693世帯で29.47%、所得50万円未満の世帯が712世帯で12.4%、所得100万円未満の世帯が681世帯で11.86%、所得150万円未満の世帯が805世帯で14.01%となっています。

さらに問題は、所得ゼロの1,693世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が794世帯と46.9%も占めています。

加入世帯5,744世帯の実に13.82%、10世帯に1世帯以上の世帯が収入ゼロという状況であります。国保は、加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になってきています。ところが、国保税は収入がゼロでも、少なくとも均等割や平等割、資産割が課税されます。所得割も基礎控除だけという旧ただし書き方式で課税され、個人市民税や固定資産税など他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっています。払いたくても払えない、支払い能力を超える国保税に、市民被保険者の滞納がふえているのであります。現在滞納世帯は903世帯、加入世帯の16.49%に上ります。

今、国保税が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は32世帯、さらに市役所で保管されている保険証は、93世帯あります。

重い負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は、加入者に早急に届ける手だてをとるべきであります。この間、従来の応益割に2割軽減を新たに採用する法定減免の拡充や、平成18年度から平成22年度の5年間で、国保税の消滅時効や滞納処分執行停止等による不納欠損処分を1億5,781万円実施することによって、4億円を超えていた滞納繰越額を2億1,688万円まで減らしてきましたが、収納率が低迷する中で毎年6,000万円を越える収入未済額が新たにふえています。長引く景気の低迷や、まともな仕事

につけない雇用環境の中で、収入がゼロや低所得の世帯等に対して市が定めている申請減免制度を整備拡充し、払える国保税に改善し、滞納をもとから抑えることが重要であります。

葛城市国民健康保険税条例第23条は、市長は、各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、または免除することができるとの減免規定を定め、その第2号では当該年中の所得が皆無となった者、またはこれに準ずると認められる者、更に第3号の、前2号に掲げる者のほか特別の事情がある者を減免の対象と定めています。今ここの減免規定の適用基準となっている葛城市国民健康保険税減免取扱基準を見直し、拡充することが求められています。減免の範囲を定めた取扱基準第2条第3号では、当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認める者と規定しています。ところが、具体的な減免の対象や割合を定めた第3条には、これに準ずると認める者について、同条の第3号の減免する必要があると認められる者及び軽減または免除の割合を規定する欄に、何ら項目が記載されていないのであります。更に第5号の、前2号に掲げる者のほか、特別の事情がある者については、納税義務者が刑務所等その他これに準ずる施設に収容されている者について全額免除するとの規定があるだけなのであります。取扱基準の減免の割合、第3条第3号を見直し、減免の範囲、第2条第3号に明記されているこれに準ずると認める者については、例えば前年より所得が50%以上減少した場合、あるいは生活保護基準の1.3倍とするなど具体的な適用範囲を明示すること、また第3条第5号の減免の割合のその他特別の事情がある者についても見直しを行い、児童扶養手当支給世帯あるいは心身障がい者世帯等を対象とする適用範囲の拡充を求めるものであります。

国保は市町村の自治事務であり、保険者の裁量で実施できることであります。平成25年度予算においては、一般会計から2億9,273万円の法定外の繰り入れによって収支の調整がされています。平成18年の保険税の引き上げのときに約束した、今後10億円を一般会計から繰出しを履行をされているもので、歓迎できるものであります。

葛城市の被保険者1人当たりの医療費は、平成22年度が26万9,812円と県下で第38番目、平成21年度では25万8,468円と一番低い医療費でありました。市民、被保険者の皆さんの健康や医療に対する高い関心や協力、健康推進委員さんを初めとした保健予防活動への取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、国保財政が何とか支えられているのであります。

ところが、市町村国保は市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その最大の原因は、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を医療費の45%から給付費の50%に改定したことによって、医療費の38.5%に大幅に削減され、その削減分を保険税負担として国民、市民に転嫁したことが最大の原因であります。国保の総収入に占める国庫負担金は、80年代に50%程度だったものが、平成19年度には25%となっています。国保制度は憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担や広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻し責任を果た

すことを強く求め、だれもが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築をすべきであります。

一般会計からの繰り入れや、資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し発行を抑制するなど評価できるものでありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。討論を終わります。

**寺田議長** ほかに討論ありませんか。

13番、川西君。

**川西議員** 議第17号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える最後のとりでとなり、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、多数の市町村国保の財政運営は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等により医療費が増加し、また長引く経済の低迷による国民健康保険税収入の減少などから、大変厳しい運営状況が続いております。

国においては、保険者や被保険者の負担を軽減するためのさまざまな改革等により、制度の維持が図られているとはいえ、今後も長期にわたり安定した制度を維持していくことは極めて困難な状況にあります。

このような状況の中にあつて、葛城市では保健事業に力を入れることによる医療費の増加を抑える努力や、一般会計からの財源補てんを受けることにより、県下でも低い医療費、低い保険税率を保った運営をされてきました。

平成25年度予算においても、こういった考え方にに基づき、高額な医療費の多くの割合を占める生活習慣病等による医療費の増嵩に少しでも歯どめがかかるよう、平成24年度から新たに実施されている節目年齢の被保険者への特定健診無料クーポン券の交付を初めとする保健事業を継続的に推進し、特定健診の受診率のより一層の向上を図りながら、被保険者の方々の健康の保持増進に努めることとされています。このような取り組みは、医療費の適正化にもつながり、国民健康保険の円滑な運営に努めるための手段として期待できるものであり、評価できる予算であると考えます。

これからも、国民健康保険の被保険者の方々が、必要なときに必要な医療を安心して受けることができるよう、安定的で持続可能な制度運営を図るため、引き続き医療費適正化等による歳出の抑制を図り、また保険税の収納率の向上を図ることにより、歳入確保に努めていただくことなど、より一層の経営努力を積み重ねられることを望み、私の賛成討論といたします。

以上です。

**寺田議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**寺田議長** 起立多数であります。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第16、議第18号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 議第18号の平成25年度介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成25年度の介護保険特別会計の予算は、平成24年度から平成26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画の2年目の予算であります。

第5期の第1号被保険者の介護保険料は基準月額4,100円とされ、第4期介護保険事業計画の保険料が引き継がれています。介護給付費準備基金積立金9,450万円の取り崩しと、財政安定化基金1,847万円の取り崩しによる交付金の繰り入れによって据え置かれたことや、低所得者への負担を軽減する保険料の所得段階の見直しについては一定評価できるものがありますが、被保険者に還元されるべき給付費準備基金積立金を6,410万円、積立金総額の40%も残す計画になっています。介護保険の財政運営は計画期間における保険料で賄うことを原則として、不足する場合は財政安定化基金からの交付や貸し付け等を受けて運営すべきとされています。

積み立てられた基金は、第5期計画の歳入として被保険者に還元されるべきものであります。保険料の負担は物価スライドによる年金額の引き下げなど、年金収入が減少している中で高齢者の生活に大きな負担を与えています。

第1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は年金から天引きされ、それ以下の被保険者は普通徴収されています。普通徴収の保険料の収納率は、平成20年度が86%、平成21年度が85.8%、平成22年度が85.3%と低迷し、毎年600万円程度の収入未済額が発生しています。平成20年度から3年間で合計3,862万円もの不納欠損処分をしています。

低迷する収納率、滞納の状況を見れば、過重な負担になっていることは明らかであります。高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、この25%のうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金であります。全国市長会や町村長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は20%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げるべきであります。

特別養護老人ホームの定員が満杯で入所できない状況、老人保健施設もベッド数が不足しており、受け入れ先がなく退院できない介護難民がふえています。介護施設の整備が抑制される中で、施設サービスが利用できない状況になっています。

ところが、第5期介護保険事業計画には、介護が必要になってもできる限り住みなれた地域で人生が送れるよう、夜間、緊急時の対応など地域ケア体制を整備していくことが求められていると書かれていますが、具体的なサービス事業が見当たりません。施設サービスについても、重度者に対し、より重点的なサービス提供を行っていくことになり、平成26年度の

目標の達成に向けた整備を行っていきますと書かれていますが、これを支援、具体化するサービス基盤づくりの市町村計画がありません。これでは、家族の介護に頼らざるを得ません。170人に及ぶ待機者や介護難民の解消どころか、増加する一方であります。民間事業者任せのサービス基盤の整備は認められません。夜間対応型訪問介護サービスや小規模多機能型居宅介護サービスなど、新たなサービス基盤整備に着手し、保険者としての責任を果たすことを強く求めるものであります。

我が国の高齢社会のテンポは、平成27年には高齢者の一人暮らしが高齢者世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加し、認知症の高齢者も現在の150万人から平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、在宅介護を支援する地域包括センターの拡充や小規模多機能型施設等の整備や、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が重要であるということでもあります。

国の対応を待っては間に合いません。民間事業者に頼らず、葛城市独自の計画を策定し、整備に着手することを最後に求め、討論を終わります。

**寺田議長** ほかに討論はありませんか。

12番、赤井君。

**赤井議員** 議第18号、平成25年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

高齢化が急速に進み、介護を必要とする高齢者が今後ますます増加していく中、介護問題はもはや個人や家族の枠を越え、社会全体、国民全体で考えるべき深刻で現実的な課題となっています。

葛城市においても、昨年度策定されました第5期介護保険事業計画に基づき、高齢者を支える基盤づくりや、介護予防を主とした施策、支援に取り組み、その成果に期待を寄せるものであります。中でも地域支援事業では、新事業として見守りや自立生活を支援する緊急通報体制整備事業の実施、また介護保険給付では施設介護サービス費や介護予防サービス費の伸びが著しい中、標準月額保険料を2期連続据え置き、介護給付費準備基金の取り崩しなど、予算編成に苦慮されたことなど評価いたすものであります。そして、高齢者に対する総合相談・支援業務については、要支援認定者のみならず今後ますます増加することが予想され、地域包括支援センターが中心となり、各職種及び関係機関との連携等円滑な運営ができる体制整備の推進を期待するものであります。

最後に、第5期介護保険事業計画に基づいた各施策を更に進めていただき、サービスの必要な方に必要なサービスを提供していただき、健全な介護保険事業の運営を進めていただくことをお願いし、私の賛成討論といたします。

**寺田議長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**寺田議長** 起立多数であります。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。  
日程第17、議第19号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第19号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。  
日程第18、議第20号議案についての討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第20号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。  
日程第19、議第21号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第21号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。  
日程第20、議第22号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第22号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。  
日程第21、議第23号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 議第24号の平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者はこれまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法の下での平等に反するものであります。

本制度は2年ごとの保険料の改定によって、平成24年度には所得割が7.7%から0.4%引き上げられ8.1%に、均等割は4万800円から3,400円引き上げられ4万4,200円となりました。値上げ額は5,752円、9%増の大幅な負担増であります。平均年間保険料は6万9,961円にもなりました。保険料が医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、2年ごとに改定され引き上げられる仕組みになっています。高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度は、認めがたいものであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者と見なされ保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。これまで、75歳以上の高齢者は老人保険制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが、老人保険制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは、無年金や低年金など収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証交付制度は直ちに廃止すべきであります。

普通徴収における滞納者は63人、6カ月以上の滞納者等に発行している6カ月の短期保険証は14件と、払いたくても払えない高齢者が存在をしています。

短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として収入のない人や少ない人の保険料を減免する制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度のねらいが、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、際限のない負担と差別医療を押しつけることで、医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために、高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐え難い負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計予算は、認めがたいものであります。

討論を終わります。

寺田議長 ほかに討論ありませんか。

15番、下村君。

下村議員 議第24号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また従来の老人保険制度が抱える幾多の問題点を解決するために創設されたものと認識しております。制度施行当初には、新制度ということもあり混乱を招いたこともありますが、国による制度の改善やわかりやすい広報への取り組み、保険料の軽減措置や納付方法の見直しなどの努力を重ねられ、制度の施行から5年を経過しようとする昨今においては、被保険者の方々にも一定の理解を得て制度の定着が図られつつあると認識しております。

現在国においては、高齢者医療制度をどのようにすべきか検討されているところであり、広域連合においても新たな制度が施行されるまでの間は、現行制度により高齢者の方々の健康の保持と適切な医療の確保が図られるよう努め、保険料の軽減措置や所得の低い方や社会保険の扶養であった方の負担軽減措置を継続していくこととされており、本市の平成25年度予算はこういった方針をもとに編成されたものであり、理解できるものであります。

今後とも高齢者の方々の生活の安心が損なわれることのないよう、県・広域連合との連携を密にし、現行制度の円滑な運営を図ることを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

寺田議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

寺田議長 起立多数であります。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第25号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議第26号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第26号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明

を申し上げます。

本案につきましては、平成24年度事業として施行いたします新庄小学校附属幼稚園園舎改築工事の請負契約の締結につきまして、提案をいたすものでございます。

本工事につきましては、新市建設計画に基づき進めております市内各学校・幼稚園の地震補強工事の一環でございまして、今回の新庄小学校附属幼稚園につきまして耐震診断調査をしましたところ、改築を要する建物であることが明らかになりましたので、改築工事をしようとするものでございます。

園舎の構造及び規模は、鉄骨造平屋建てで延べ面積は1,095.98平方メートルでございます。

工事の発注につきましては、平成25年3月21日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、4社が応札し、株式会社森本組が落札しましたので、契約金額3億9,774万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

**寺田議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第26号議案は、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時08分

再 開 午後4時00分

**寺田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議第26号議案を議題といたします。

本案については、休憩中に総務文教常任委員会を開催し審査いただいておりますので、その結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** 先ほど本会議において上程され、総務文教常任委員会に付託されました議第26号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校附属幼稚園園舎改築工事）につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し審査いたしました。その概要及び結果についてご報告いたします。

質疑では、園舎改築工事の際の園児、保護者の通園の際の出入り口はどうなるのかという問いに対し、新しい園舎を建てている間は西側出入り口を園児・保護者、工事車両等の出入り口をはっきりと区分し、警備員を配置して安全確保に十分配慮していきたい。また、旧園舎解体中は、一時的に南側入り口を出入り口とする予定であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そのほかにも活発な質疑がなされておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告いたします。

寺田議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。  
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第26号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

最後に、閉会のあいさつをしたいと思います。

議員の皆様方には11日の開会以来、慎重にご審議いただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

これもちまして、本定例会を閉会するわけでございますが、この平成25年度は葛城市にとって新市建設計画事業の本格的な実施年度に当たるとともに、さまざまな事業に取り組んでいかなければならない非常に大事な年であると考えているところでございます。各執行機関におかれましては、そのことを十分理解していただき、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成25年度葛城市政の執行にあたられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月11日に開会されました平成25年第1回葛城市議会定例会が、本日、全日程を終え

させていただきます、閉会の運びとなりました。その間、提案させていただきました条例の制定及び改正、また平成25年度予算、追加議案も含め全議案、慎重審議の上、いずれも原案どおりご可決をいただきましたことに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

私が冒頭で施政方針でも述べさせていただきましたように、平成25年度は市政運営2期目のスタートとなる年度、いま一度初心に戻りまして、私たちの愛するまち葛城市のために気力、体力、知力の限りを尽くしてまいる所存でございます。また、本定例会におきまして議員の皆様方からちょうだいいたしましたご意見、ご指摘等につきましては、今後の市政運営に十分留意し、新年度を迎えるに当たり心新たに市政の執行に努めてまいる所存でございますので、なお一層のご支援とご指導を、議員の皆様方をお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての私からのごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

**寺田議長** 以上で、平成25年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

閉 会 午後4時07分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

寺 田 惣 一

議 会 副 議 長

川 西 茂 一

署 名 議 員

春 木 孝 祐

署 名 議 員

下 村 正 樹